

**平成 27 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会
第 3 回会議要旨**

<開催日>

平成 27 年 7 月 2 日（木）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、福井委員、藤野委員、野澤委員

事務局（3 名）

三枝主査、榎本主任、杉山主事

説明者（2 名）

交通対策課長、みどり公園課長

<開会>

【部会長】

それでは、第3回外部評価委員会第1部会を開催したいと思います。

本日は、計画事業の外部評価に当たり、お手元の進行予定表のとおり、ヒアリングを実施します。委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

私は、外部評価委員会第1部会会長の加藤です。部会の委員は、野澤委員、小池委員、藤野委員、福井委員です。

それでは、計画事業64「自転車等の適正利用の推進」についてヒアリングを始めたいと思いますが、まず、事務局から体系説明をお願いします。

【事務局】

事務局から説明させていただきます。

計画事業64「自転車等の適正利用の推進」です。

第二次実行計画の161ページをお開きください。上から6段目に記載があるのが、計画事業64「自転車等の適正利用の推進」です。

この事業は、個別目標「人々の活動を支える都市空間を形成するまち」に位置付けられた計画事業であり、三つの枝事業があります。この個別目標は、都市機能が高度に集積し、多くの

人が行き交う新宿区の都市活動を支えていくために、都市の骨格となる道路、交通施設等を充実させるとともに、歩く人にやさしい歩行空間や、利用しやすい公共交通の充実したまちを目指していくというものです。

この個別目標には基本施策が三つあり、一つ目が「だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり」、二つ目が「交通環境の整備」、三つ目が「道路環境の整備」となっています。この二つ目の基本施策「交通環境の整備」の中に、この事業が位置付けられています。

計画事業64「自転車等の適正利用の推進」は、自転車等について、駐輪対策や利用者のマナー向上を図ることにより、歩行者が安全で円滑に通行できる歩行空間と災害時の防災活動に必要となる空間を確保して、都市景観を保全するための事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、評価シートのご説明をお願いします。

【説明者】

交通対策課長です。よろしくお願いします。

それでは、評価シートの説明をさせていただきます。

計画事業64「自転車等の適正利用の推進」ですが、事業の目的は、自転車等について駐輪対策や利用者のマナー向上を図ることにより、歩行者が安全で円滑に通行できる歩行空間と災害時の防災活動に必要となる空間を確保し、都市景観を保全するということです。

具体的な内容についてご説明します。

初めに、事業の手段と平成26年度の主な実施内容についてご説明します。

まず、駐輪場等の整備についてです。

これは、駅周辺に駐輪場の設置を進めるとともに、撤去した放置自転車の保管場所を複層化することにより保管台数の拡大を図るというものです。平成26年度は、中井駅前の整備を行いました。これは、山手通りの高架下を活用したもので、収容台数250台の駐輪場を整備しました。

また、新宿駅西口の周辺の整備も行いました。こちらは、新宿駅西口の新宿郵便局と工学院大学の間に都道8号線という道路の上に、収容台数135台の駐輪場を整備しました。

また、内藤町の自転車保管場所ですが、従来、平置きの保管場所でしたが、2階建て、3層構造の保管庫を建築する改修工事を行いました。

次に、放置自転車の撤去及び自転車適正利用の啓発についてです。

こちらは、放置自転車の撤去を行うとともに、放置しようとしている自転車利用者に対し、駐輪場を利用するように声掛け等を行い、自転車利用の適正化と駐輪施設の利用向上を図るものです。平成26年度は、30の駅の周辺及び2地域で放置自転車の撤去及び啓発活動を行いました。

次に、自動二輪車の駐車対策ですが、スペースのある区営駐輪場の中に駐車場を整備すると

ともに、民間事業者へ受入れ要請を行うもので、平成26年度は、民間事業者への駐車利用促進のPRを行いました。

続いて、指標と達成状況です。

駅前駐輪場の整備では、中井駅及び新宿駅西口周辺の都道8号線の2か所で計画どおり整備を行いました。

放置自転車の解消では、平成26年度の放置自転車台数は2,905台で、平成25年度に比べ371台減となりましたが、平成24年度、平成25年度と、第二次実行計画の策定当初より増加してしまったということがあり、達成度は88.1%となっています。

次に、事業の評価についてご説明します。

サービスの負担と担い手ですが、歩行者等の安全を確保するための放置自転車対策を行うことは区の責務であり、駐輪場の利用料等を徴収していることから、「適切」と評価しました。

適切な目標設定ですが、駐輪施設の整備目標を示し放置自転車台数を捉えることで自転車の適正利用の推進状況を知ることができることから、「適切」と評価しました。

効果的・効率的な視点ですが、啓発活動に地域の住民の方にも参加いただき、放置自転車の削減につなげていること、また、民間事業者を活用した駐輪場整備を行っていることなどから、「効果的・効率的」と評価しました。

目的の達成度ですが、自転車駐輪場等の整備を予定どおり行っていること、放置自転車の台数は平成25年度に比べ減少していることから、「達成度が高い」と評価しました。

総合評価ですが、自転車等駐輪場や自動二輪駐車場の整備を予定どおり進め、放置自転車台数は平成25年度に比べ減少したことから、「計画どおり」と評価しました。

平成27年度の取組概要についてご説明します。

民間事業者を活用して、新宿駅東南口、都庁前駅、新宿三丁目駅、靖国通り、西新宿駅、西武新宿駅の6か所に新たな駐輪施設を整備します。

また、百人町の自転車保管場所は現在平置きですが、2階建て、3層構造の保管庫を建築する改修工事を行います。平成26年度に工事を行った内藤町自転車保管場所と合わせ、収容台数の拡充を行います。

自動二輪車については、利用者に対する駐車場への誘導のPRを引き続き行います。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明について、何かご質問がありましたらお願いします。

【委員】

民間事業者は、具体的にどういった仕事をしているのでしょうか。

【説明者】

駐輪場の中で時間利用の駐輪場というものがあり、一定の時間利用する場合に、例えば12時間100円といった形で利用者から駐輪場の料金をいただいています。民間事業者は、駐輪の機

械を駐輪場内に設置して、そこで料金を徴収しているのですが、その機械に入ったお金の徴収等の作業をしています。ほかにも、駐輪場内の清掃等の維持管理、機械の故障等の不具合の対応などを行っています。

【委員】

利用料の収入と事業者に払う金額というのは相当違うのですか。

【説明者】

民設民営の駐輪場については、区はこの整備に関してお金を出しておらず、場所を提供しているところなのですが、設置の費用等については民設事業者が自ら設置し、その維持管理を含めて料金収入で賄っています。

【委員】

では、利用料は区に一切入ってこないということですね。

【説明者】

はい、利用料は入ってきていません。その分、維持管理、整備費用に利用料を充てているというものです。

【部会長】

指標2ですが、前年比年間160台ずつ減らしていくという目標値になっていますね。

それで、実績が目標値より大きくなっているのですが、達成度はどのように算出されているのでしょうか。

【説明者】

平成24年度は2,880台、平成25年度は2,720台、平成26年度は2,560台ということで、毎年160台ずつ減らしていくということを目標としています。ですが、平成24年度については、残念ながら増えてしまっていて、3,102台となっています。平成25年度はまた更に増加して3,276台となっていました。平成26年度については、前年の平成25年度よりは約370台減り、2,905台となっています。

達成率は目標値÷実際の台数で算出しています。目標値の2,560台を実際の放置自転車数2,905台で割って、達成率は88.1%となります。

【部会長】

そうすると、目標値に対して9割ほどは達成しているということなののでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおりです。

【部会長】

9割前後は達成しているということですね。

ただ、平成24年度と平成25年度の実績を踏まえると、減少数はそれほどでもないような、目標値を達成していないように思えますが、いかがでしょうか。

【説明者】

確かに、台数で見ますと、もともと目標が2,560台であり、実績は2,905台ですので、減って

はいません。また、年間160台を減らすということだったのですが、平成24年度、平成25年度と逆に増えてしまっている中で、年間160台の減という目標も達成していないということは事実です。

ただ、内部評価としては、平成24年度、平成25年度と増えている中で、平成26年度は減になったというところで、このように評価させていただきました。

【部会長】

平成24年度と平成25年度に放置自転車が多くなったのは、何か理由があるのでしょうか。

【説明者】

はっきりしたことは分かりません。ただ、平成23年に東日本大震災があり、それ以来自転車を利用される方が多くなったということがあります。

【委員】

区全体で160台の減ということなののでしょうか。

【説明者】

区内全域での放置自転車数がある特定の日に測定するのですが、その時点での放置自転車の台数を実績としてみています。

【委員】

放置自転車数を計測するのも結構大変ですね。どのように計測されているのでしょうか。

【説明者】

放置自転車の台数というのは、常にチェックしているというのではなく、駅前や各地域で放置自転車がどのくらいあるか、都内で一斉に調査しており、新宿区もそのときに同時に行っています。

【委員】

160台という数字の根拠は何でしょうか。

【説明者】

目標値の設定をした段階では、放置自転車台数は3,000台を超えていました。割合としては、3,000台に対し年間約5%ずつは減らしていく必要があるということで、目標として立てているところです。

【委員】

年間5%程度は減らしたいということが根拠ということですね。

【説明者】

はい。

5%を減らしていくという目標を当初立てたのですが、5%という表記が少し曖昧なので160台という台数で表すこととなりました。

【委員】

放置自転車の数を調べるときは、どうやって数えるのでしょうか。どういうポイントで放置自転車だと見極めるのでしょうか。

【説明者】

駐輪場にあるものは放置自転車ではありません。駐輪場以外のところで、例えば、道路上に置いてあるといったものは、本来置いてはならないところに置いてあるということで放置自転車として認識します。そういったものが何台あるかを1台ずつ計測しています。

【委員】

それは区道、都道、国道、全てですか。

【説明者】

はい。

【委員】

撤去した自転車の数ということではないのですか。

【説明者】

撤去した自転車ではなく、放置してある自転車の台数ということで計測したものです。

【委員】

駅前などで、腕章をつけて自転車を監視している方がいらっしゃるのですが、その方たちは区が委託をした方なのでしょうか。

【説明者】

はい。区が委託しています。

【委員】

何人ぐらいいらっしゃるのですか。

【説明者】

区内に30駅あり、そこには通常は2人います。重点的に配置しているところもありますので、70人から80人ほどかと思います。

【部会長】

目的についてですが、放置自転車を少なくすることで災害時の防災活動に必要となる空間をつくるということは、要するに避難路の確保といった意味だと思うのですが、重点的に放置自転車をなくそうとしているエリアなどはあるのですか。

【説明者】

はい。特に、駅前の地域になります。駅前には放置自転車の禁止区域、特に重点的に放置をなくしていこうということで定めている区域があります。

【部会長】

ほかはよろしいですか。

それでは、終了したいと思います。どうもありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【事務局】

計画事業53「清潔できれいなトイレづくり」の体系について説明します。

第二次実行計画の159ページをお開きください。上から8段目が計画事業53「清潔できれいなトイレづくり」の事業です。

この事業は、個別目標「環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち」に位置付けられた計画事業です。この個別目標は、ごみの減量、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中でできる限り環境に負荷をかけない生活スタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより環境と調和するまちをつくり、未来に引き継いでいくというものです。

この個別目標には基本施策が四つあり、一つ目が「資源循環型社会の構築」、二つ目が「地球温暖化対策の推進」、三つ目が「良好な生活環境づくりの推進」、四つ目が「環境問題への意識啓発」となっています。この三つ目の「良好な生活環境づくりの推進」の中に、この事業が位置付けられています。

同じ基本施策の中には、後日ヒアリングを実施する計画事業54「路上喫煙対策の推進」、計画事業55「アスベスト対策」があります。

計画事業53「清潔できれいなトイレづくり」は、老朽化した公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改修するための事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明について補足があればお願いします。なければ事業の説明をお願いします。

【説明者】

それでは、計画事業53「清潔できれいなトイレづくり」について説明させていただきます。

この事業は、区が策定した「清潔できれいなトイレづくりのための指針」に基づき、老朽化した公園トイレや公衆トイレを計画的に改修していくという事業です。区民はもちろん新宿区を訪れる方々のためにも、歩くことが楽しくなるようなまちを目指し、誰もが利用できる清潔できれいなトイレづくりを進めています。

現在、区内の公衆トイレは、公園トイレは125か所、公衆便所は22か所あります。全部で147か所となっています。

これらのトイレはいずれも利用頻度が高いのですが、老朽化が進んでおり、日常の清掃に力を入れて取り組んでいるものの、やはり公衆便所は汚いというマイナスイメージがあります。そのため、清掃については、水で洗うだけではなく拭き取りも行なうなど、きれいなトイレを実現するためにいろいろな工夫をしているところです。さらに、今はバリアフリーや、災害に対応できるよう機能面の充実を図ってほしいといった要望もあるので、それらに対応しながら、清潔できれいなトイレづくりを進めています。

それでは、平成26年度の主な実施内容について説明させていただきます。

まず、トイレの改修ですが、おとめ山公園のトイレを改修しました。それから、太宗寺内公衆便所を建て替えました。この公衆便所は、場所柄非常に利用も多く、特にタクシーなど地域の方以外の方の利用も多いです。トイレが狭いということで、今回、新宿公園を改修する中で新たに整備を進めています。

「清潔できれいなトイレづくりのための指針」には、四つの視点があります。まちづくり、健康づくり・介護予防、子育て支援、災害時対応、という四つの視点に基づき、整備を行っています。この整備の中には、今までなかった「だれでもトイレ」を設置するとともに、男子便所、女子便所もきれいにし、皆様にご利用いただいているところです。

それから、おとめ山公園については、新たに建物型の公衆便所をつくり、整備を行いました。

続いて、事業の評価についてです。サービスの負担と担い手、適切な目標設定、効果的効率的な視点、目的の達成度の評価はいずれも「適切」、「効率的・効果的」、「達成度が高い」と評価しました。

総合評価としては、当初目標としていたトイレ整備を行ったということで、計画どおりに進んでいると評価をしているところです。

第二次実行計画期間を通じた分析ですが、成果としては、第二次実行計画期間を通じて、本事業のみならずほかの公園事業においても積極的に「清潔できれいなトイレづくりのための指針」に沿ってトイレの新設・改修を行うことができました。

課題としては、事業を引き続き進めていく必要があります、防災機能も付加して区民が安心して利用できる施設にしていくということを挙げています。また、清掃などの維持管理方法についての工夫、改善も検討していく必要があると感じています。

第三次実行計画に向けての方向性としては、本事業を継続して、誰もが快適に安心して利用できるトイレを目指し、今後とも様々な取組を進めていきます。

最後に、指針の概要について詳しくご説明させていただきます。

改修方針については、誰にでも優しいトイレ整備、利用者に対応したトイレ整備、安心・安全なトイレ整備、清潔できれいなトイレ整備、明るく見通しのよいトイレ整備、親しみのあるトイレ整備ということを基本にしています。

トイレの整備の内容ですが、15㎡以上あるトイレについては、男女別のトイレ、だれでもトイレ、オストメイトの設備を整えることとしています。5㎡以上15㎡未満のトイレについては、設置規模により、その仕様、設備を選択していきます。5㎡未満のトイレについては、だれでもトイレ、オストメイトは必ず設置していくということで考えています。

維持管理については、清掃を更に充実したり、臭気への対応もしていきたいと考えています。説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問がありましたらお願いします。

【委員】

新宿区内には、トイレが何か所あるのでしょうか。何年後かに全て終わるというような計画はあるのでしょうか。

【説明者】

現在、区が管理しているトイレというのが、公園トイレで125か所、公衆トイレで22か所となっています。これを全て現在のような方法で整備できるかという、なかなか難しいところがあります。数の問題もありますし、法律上の問題でなかなか建替えができないということもあります。

したがって、全部を変えるというのではなく、エリアを定めて、各エリアの中に必ずバリアフリー対応のトイレやきれいなトイレを設置するという計画を現在検討しています。

【部会長】

それはどのくらいの計画で、いつ頃できるのですか。

【説明者】

現在検討中であり、平成30年度からの次の総合計画で策定する予定です。

【委員】

概要や指針については、きちんと整理されていてとても分かりやすかったのですが、事業名が「清潔できれいなトイレづくり」となっているものの、本日お話しいただいたのはハード面のことで、ソフト面、つまり清掃等についてのお話がそれほどありませんでした。それは、ほかの課の管轄なののでしょうか。

【説明者】

維持管理についても、みどり公園課で担当しています。

アンケートでも、汚い、もう少しきれいに掃除してほしいという意見をいただいているところです。そこで、清掃委託の仕様をしっかりと決めるということを指針の中に定めています。また、清掃後に床に水がたまっていると余計汚くなってしまうので、なるべく早く乾かしてきれいにしています。臭気については、老朽化しているトイレはなかなか臭いがとれにくいので、整備をしてきれいにしたいと考えています。ただ、抜本的に臭いを取り除くというのはなかなか難しいです。最近では、光触媒などいろいろなものがあるのですが、費用も掛かったり、ランニングコストが高いといったこともあります。そういったところも含めて今対策を検討しているところです。

【委員】

だれでもトイレというのは中が広いですね。あの中に誰かが寝泊まりすることようなことも起きると思うのですが、対策についてはどのように考えているのですか。

【説明者】

ご指摘のとおり、寝泊まりをするということは実態としてあります。そういったことについては、地域の方と個別に話し合っ、場所によっては不正利用がされないよう夜間は閉鎖して、日中開けておくというような対応をしています。

これからもいろいろ工夫しながら、より良いトイレ、皆様が使いやすいトイレになるように

考えていきたいと思っています。

【委員】

オストメイトですが、利用率や利用度合い、利用者の声というものは把握されていますか。

【説明者】

オストメイトについては、都の方針により、バリアフリー施設として整備する必要があるの
で、整備をしています。それが利用されているかどうかという実態や利用者の声については、
こちらのほうでは調査はしていません。

【委員】

バリアフリーという聞こえはいいのですが、利用する方から見ると、健常者の方たちの考
えだけで作ってしまっているところがあります。本来は、本当に利用する人の声を聞きながら
作らなければならないと思うのです。設置したらいいということではないと思うので、オスト
メイトについても高さや広さを工夫するなど、設計上利用者のことをもう少し気にしていただ
ければと思います。

それから、いただいた資料の中で、太宗寺内公衆便所が公衆便所となっていますが、新宿公
園の中にあるから公園のトイレということではないのでしょうか。

あと、甘泉園も公衆便所になっていますが、こちらも公園のトイレということではないので
すか。

【説明者】

非常に分かりにくいのですが、公園のトイレと公衆トイレは別なものとして法律や条例で規
定されています。

公園トイレというのは、基本的に公園の利用者のためのトイレです。公衆トイレは、不特定
多数の方が使うもので、道路上にあったり民有地にあったりします。太宗寺内公衆便所は、公
園の中に置いてある公衆トイレです。

この辺りはもう少し整理しなければならないと思っていますが、実際に、過去に少し整理し
たところもあります。例えば、南元町公園の中に公衆トイレがあったのですが、公園の改修を
契機に公園トイレに切り替えたという事例もあります。

【委員】

今、いろいろな公共施設でAEDをつけていますよね。公園などにもAEDを置いているの
ですか。

【説明者】

スポーツ施設などがある公園は、その運動施設の管理を行っている指定管理者がAEDをつ
けています。

例えば、甘泉園公園や西戸山公園など、庭球場や野球場がある公園にはAEDを置いていま
す。

【部会長】

整備の優先順位などはあるのでしょうか。

また、何年間にどのくらい整備するといった方針のようなものもあるのでしょうか。

【説明者】

今すぐにお答えできるようなところまで決まっていけないので、今後の課題ということにさせていただきます。

【部会長】

分かりました。楽しみにしています。ありがとうございました。

では、次の事業に入りたいと思います。

計画事業57番「区民ふれあいの森の整備」です。では、事務局から体系説明をお願いします。

【事務局】

事務局から、体系説明をさせていただきます。

第二次実行計画の160ページをご覧ください。上から3段目が、計画事業57「区民ふれあいの森の整備」についての記載です。

この事業は、個別目標「都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち」に位置付けられた計画事業です。この個別目標は、新宿の持つ貴重な水辺やみどりを、未来に引き継ぐべき区民共有の財産として位置付けて、その保全、再生、整備を図って、安らぎとうるおいのあるまちを目指していくというものです。

この個別目標には基本施策が二つあり、一つ目が「水とみどりの環の形成」、二つ目が「みどりを残し、まちへ広げる」となっています。この一つ目の「水とみどりの環の形成」の中に、この事業が位置付けられています。

計画事業57「区民ふれあいの森の整備」は、おとめ山公園に隣接する公務員宿舎の用途廃止後の跡地及び民有地を取得して、おとめ山公園と合わせた「区民ふれあいの森」として整備し、みどりの拡充を図るとともに、区民がみどりとふれあう機会を創出していくという事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、ただ今の体系について何か補足することはあればお願いします。なければ事業の説明をお願いします。

【説明者】

計画事業57「区民ふれあいの森の整備」について説明させていただきます。

まず、公園の場所をご説明しますと、高田馬場駅から目白駅の間の西側のところにおとめ山公園があります。こちらは、拡張整備を行ったところです。開園時間が、4月から9月の夏の期間は7時から19時、10月から3月の冬の期間は7時から17時で、夜間は閉鎖しています。

江戸時代、おとめ山公園の敷地周辺は将軍家の鷹狩りや猪狩りなどの狩猟場となっており、立入禁止の場所ということでおとめ山という名前が付けました。それ以降、相馬家が敷地を所有した後、この場所全体が公務員宿舎として整備されようとしたところ、一部を公園として残してほしいという地元の声があり、おとめ山公園になりました。それ以降、区民ふれあいの森

を目指すということで、公務員宿舎が売りに出たときに、新宿区が手を挙げ、用地を買収し整備しました。

それでは、評価シートに基づいて説明させていただきます。

本事業は、おとめ山公園に隣接する公務員宿舎の用途廃止後の跡地及び民有地を取得して、おとめ山公園と合わせた「区民ふれあいの森」として整備し、みどりの充実を図るとともに、区民がみどりとふれあう機会を創出していくことを目的にしています。

平成26年度の主な取組についてです。この工事期間は2か年で、平成25年度から平成26年度にかけて整備してきました。平成26年度はその最終年度ということで、AゾーンとBゾーンの整備を行いました。また、全面開園記念イベントを実施しました。

Aゾーンというのは、「みんなの原っぱ」と呼ばれているところです。それから、Bゾーンは「谷戸のもり」というところになります。これらについて整備を行いました。

Aゾーンの整備概要ですが、4,249.47㎡の面積について整備を行いました。具体的には、健康器具や幼児遊具、トイレ、水琴窟などを整備しました。

Bゾーンの整備概要ですが、こちらは落合崖線の自然をいかした谷戸のもりの形成を進めました。基本的には、AゾーンもBゾーンも広い芝生となっていて、空がとても広く見えるようになっています。

事業の目標としていた整備については全て完了しており、平成26年10月に開園イベントを実施しました。その際、テントの設置等のイベント実施費用が掛かっています。イベントですが、鷹狩りのイベントを行ったり、子どもたちが集まるよう鉄腕アトムを呼んだりしました。それから、「ふれあい動物園」というイベントも行っています。

事業の評価については全て「適切」、「効果的・効率的」、「達成度が高い」、「計画どおり」としています。

第二次実行計画を通じた分析については、当初の予定どおり工事を進めたことを成果と考えていますが、第三次実行計画に向けた課題として、おとめ山公園は自然に恵まれた区の貴重な財産であり、今回の整備によって区内の公園の中では新宿中央公園に次いで2番目の広さになったので、今後、多くの来園者が自然との出会い・ふれあいを楽しめるような管理運営に取り組んでいく必要があると考えています。

今後の方向性については、今お話ししたとおり、自然との出会い・ふれあいを楽しめるよう、管理運営をきめ細かく、いろいろ試行錯誤をしながら行っていきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問がありましたらお願いします。

【委員】

来園者が出したごみなどはどうなるのでしょうか。例えば、公園内で食事などはできるのでしょうか。

【説明者】

今回、拡張整備したことに伴い、公園内で食事をとられたりする方がとても増えています。公園内には、ベンチやテーブルなどを置いていますので、そうしたことも影響しているかもしれません。

確かに、当初の想定よりもごみが多くなっているのは事実です。ごみ箱をいくつか設置しているのですが、曜日によってはごみ箱に収容し切れないこともあると聞いています。

今後、その辺りのことについてどのように対応していくか、検討していきます。

【部会長】

イベントの実施に当たって、区民の意見や要望などは何かあったのでしょうか。

それから、公園を管理運営していく中で、やはりみんなの公園だということにしていこうためには、地域住民の方々なども管理運営に参加するというのが理想なのではないかと思います。そういったことについては、どのようにお考えでしょうか。

【説明者】

まず、今回この公園を整備するに当たって、地域住民を含めたいろいろな方々と一緒に検討会を立ち上げて、どういう計画にしようか話し合うことから始めました。実際に、こういう方々が集まったとしても、計画の策定までで終わってしまうのが通常ですが、今回は実施設計という細かい設計の段階においても、そうした方々のご意見を踏まえながら公園を整備してきました。

完成した際にも、区主催で粛々と進めるような開園式典ではなく、地域の方々と一緒になって、開園のイベントを行いました。例えば、地元町会の方々に焼きそばや綿菓子などの模擬店を出していただいたり、中高生におとめ山公園にいる生き物について調べてもらったり、そういった手作り感のあるイベントを行い、開園式典はそのイベントの中の一つとして位置付けました。今までにないような開園イベントになって、当日天気にも恵まれたので、大勢の方に喜んでいただけたのではないかと思います。

それ以外にも、地域の祭りがゴールデンウィーク中に開催されたり、今度の土日にはホテル祭りが開催されます。このように、おとめ山公園をいろいろ活用していただいています。

ちなみに、おとめ山公園では、公園サポーターの方々に以前から清掃などいろいろなことをやっています。ただ、今現在、高齢化と後継者不足という課題があります。本年度からは、公園の見回り等については引き続き行っていただいているものの、定期的な掃除まではしていただけなくなったということがあります、どうにか次の世代につなげていきたいと思っています。

【委員】

公園内はとても広いですから、これからどんどん利用が多くなるに当たって、公園の地図やおとめ山公園の名前の由来等の基本情報が載った案内板などを置いたほうが良いと思いますが、そういったものはもうあるのでしょうか。

【説明者】

看板は既に設置しています。ほかにも、公園サポーターの方が作成している、おとめ山公園の由来を説明するようなチラシがあります。周辺を散策するようなものは、公園サポーターの方から作成したいというお声がありまして、そちらは置いてあるのですが、公園そのものを紹介するパンフレットは、今作成しようとしているところです。

【委員】

公園に着いたら、公園の中に詳しい看板などがあったほうが、より楽しいのではないかと思います。

あと、私も公園サポーターですが、確かに掃除はとても大変です。私が公園サポーターを務めている公園はかなり小さいのですが、たくさんの人が来て、たばこを吸ったりお昼ご飯を食べたりして、ごみが多くて大変です。おとめ山公園のサポーターの方がもう掃除はできないと言うのは非常に理解できます。ですから、ごみ処理については、特別な処置をとられたほうがいいのではないかと思います。

【説明者】

今、園内には、拡張整備に伴い、従前よりもたくさん案内板・説明板を設置しています。例えば、一つはホテルが名物だということで、江戸時代のころの浮世絵などを現地に展示して、江戸時代からもう親しまれていたというような掲示をしたり、あるいは、大正から昭和初期にかけて福島の相馬藩の藩主だった相馬家のお屋敷がおとめ山にあったのですが、その当時の写真などを現地に掲示し、紹介をしています。

ほかにも、谷戸の説明なども掲示しています。今後、ほかにも工夫できるか考えていきたいと思っています。

【委員】

私は、おとめ山公園の近所に住んでおり、毎日おとめ山公園は通っています。とてもきれいになって本当に安心しました。いろいろ努力なさっていただけてようで、本当に有り難く思います。

公園サポーターの方のお話がありましたが、あの公園は斜面が多いので、きっと掃除をするにもとても大変なのではないかと思います。近隣には、定年で引退されたばかりの方などがたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方をどうにか引き込めるように地元の者としても一緒に考えていきたいと思っています。

【説明者】

よろしく願います。ありがとうございます。

【部会長】

子どもたちも引き込めたらいいのではないかと思います。

それでは、次の事業に入ります。

計画事業59「新宿らしいみどりづくり」です。事務局から体系説明をお願いします。

【事務局】

第二次実行計画の160ページをお開きください。上から5段目が計画事業59「新宿らしいみど

りづくり」です。

この事業は、個別目標「都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち」に位置付けられた計画事業です。この個別目標は、先ほどヒアリングを実施した計画事業57「区民ふれあいの森の整備」と同様です。

この個別目標には基本施策が二つあり、一つ目が「水とみどりの環の形成」、二つ目が「みどりを残し、まちへ広げる」となっています。この二つ目の「みどりを残し、まちへ広げる」の中にこの事業が位置付けられています。同じ基本施策の中には、以前ヒアリングを行った計画事業58「新宿りっぱな街路樹運動」があります。

計画事業59「新宿らしいみどりづくり」は、公共施設や民有地を対象に、既存のみどりの保全と新宿らしい特色あるみどりの創出によって、うるおいのある都市空間を形成するための事業です。

事務局からの体系説明は、以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か補足があればお願いします。なければ、評価シートの説明をお願いします。

【説明者】

それでは、計画事業59「新宿らしいみどりづくり」についてご説明します。

本事業は、新宿区みどりの基本計画に基づいて、いろいろな事業を立ち上げて進めてきたところです。新宿区みどりの基本計画ですが、計画期間を平成20年度から平成29年度までの10年間として設定しています。その前に、平成10年から19年までも基本計画を策定していたのですが、それを改定したものです。

本事業は三つの枝事業から構成されており、「みんなでみどり公共施設緑化プラン」、「空中緑花都市づくり」、「樹木、樹林等の保護」というものです。

みんなでみどり公共施設緑化プランは、公共施設を対象に、多様な手法によって緑化を図るものです。また、区立公園等において、特色ある樹木や草花の植栽による「花の名所づくり」を進めます。

空中緑花都市づくりについては、建築物の屋上や壁面の緑化を図るための工事費の助成、普及啓発、ハンギングバスケットの設置やプランターの緑化などに取り組んでいます。

樹木、樹林等の保存支援については、大きな樹木等を保護樹木に指定し、民有地で指定した保護樹木については、維持管理費用の助成や、いわゆる枝折れや倒木の際の賠償責任保険への加入などにより維持管理の支援を行っていくというものです。

平成26年度における取組についてです。

みんなでみどり公共施設緑化プランについては、公共施設緑化補修工事4か所、学校ビオトープ新設2校、花の名所づくり2公園、外濠土手1か所の整備を行いました。

空中緑花都市づくりについては、屋上等の緑化助成が5件、約78㎡だったのですが、ハンギ

ングバスケットの新設はありませんでした。

保護樹木については、指定総数は現在1,082本あるのですが、平成26年度に18本の指定を行いました。また、11件の維持管理の支援を行いました。

事業の目標については、平成27年度までに花の名所づくりを9か所、屋上緑化の助成を40件としていますが、今のところ、花の名所づくりはほぼ目標を達成しています。屋上緑化については50%の達成状況です。ハンギングバスケットについては、平成27年度末までに40件を目標としていますが、平成26年度の実績はありませんでした。保護樹木については、平成27年度末までの目標が1,100本のところ、現在1,082本ということで、まだ目標値には届いていません。

続いて、事業の評価についてです。

まず、サービスの負担と担い手についてですが、「適切」と評価しています。庁舎や道路などの公共空間のみどりの保全に努め、新たなみどりの創出に努めることは区の責務と考えています。それから、民有地についても一定の支援を行うということで、「適切」と評価したものです。

次に、適切な目標設定ですが、それぞれ「適切」と評価しています。

効果的・効率的な視点についても、「効果的・効率的」と評価しています。

目標の達成度については、ハンギングバスケットは新設には至らなかったものの、全体的に見て、「達成度が高い」と評価しています。

総合評価ですが、「計画どおり」とさせていただきました。

第二次実行計画期間を通じた分析です。

成果としては、花の名所では、当初予定していた公園以外にも、外濠や西武新宿線土手も予定どおり実施しました。外濠については、今現在、春に咲く菜の花を植えて、成果を少しずつ上げていきたいと考えているところです。西武新宿線の土手については、大久保つつじを植えて、皆様の目にとまるようにしています。

保護樹木の指定では、公有地や民有地を問わず、候補となる樹木の所有者へ指定同意に向けて働き掛けた結果、平成27年度の目標の1,100本の達成できる見込みです。現在、薬王院などにおいて、かなりの本数の保護樹木の指定ができそうです。

課題については、第二次実行計画期間において、新宿らしい特色のあるみどりの創出を図るため、事業者や区民に対し、屋上緑化助成やハンギングバスケットの設置などの緑化施策を働き掛けてきましたが、これらの手法のみでは実績が上がらず、目標水準に達することが難しいため、新たな緑化施策を検討していくことが必要と考えています。また、花の名所づくりでは、整備だけでなく、花の名所を活用してもらうための方策を考えていく必要があります。

第三次実行計画に向けた方針としては、みどりの創出や保全を図るために、手段を改善をしていくとともに、花の名所づくりについては、どんなことを取り組んできたのかということを周知していきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問がありましたらお願いします。

【委員】

ハンギングバスケットですが、維持管理上なかなか大変ではないかという意見が何回か出ていたと思います。目標を設定してしまったからといって無理に推し進めるよりも、やり方等を変更するということを考えたほうがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

【説明者】

ハンギングバスケットですが、ご指摘のとおり水やりがかなり大変です。特に、街路灯にハンギングバスケットをつる場合、高さを相当高くしないと車に当たってしまうなど、道路上はかなり制約はあります。

あと、夏はすぐに乾いてしまうので維持管理が難しいということがあります。ハンギングバスケットとは何か違う方法でみどりの創出ができないかどうか検討して、その上で結論を出したいと思います。

ただ、歌舞伎町のセントラルロードで、地元の方々がハンギングバスケットをもう一度やろうということで設置していただいています。きれいに花も咲いています。

ですので、続けられるところは続けていきたいと考えています。

【委員】

「みどりの新宿30選」についてですが、牛込警察署の大イチョウが保護樹林になっています。ここは大久保通りで、拡幅があると思いますが、そうした場合には保護樹林の指定解除ということになるのですか。

【説明者】

ご存じのとおり、大久保通りは都市計画道路になっています。それ以外に、民有地に保護樹林があるというケースもかなり多いです。最近、建物計画の中で保護樹林を切りたいというお話もいただいています、基本的には建て主、持ち主の方の意向がかなり強く反映されてしまうというところがあります。

そういったことの方策として、例えば、もう少し緑化の支援に係るポイントを上げる、大きい木であれば緑化のポイントがかなり高くなるといったボーナスを与えられるようにしていきたいということを考えています。ただ、都市計画道路として用地買収されてしまうようなところについては、移設しなければならないので、移設ができるかどうかというところを含めて、話し合いをさせていただくことになろうかと思います。

今のところ、ご指摘のあった大イチョウについては、あの場所自体まだ工事計画の前期にも入っていないかと思います。それ以外にもいろいろな場所がありますので、個別対応をさせていただきたいと考えています。

【委員】

いくつも指定樹林になる一方で、建築計画が持ち上がったら、あっさり指定を外されて切られてしまうのは残念です。

【部会長】

保護樹林の制度を見直す方法はないのでしょうか。例えば、必ず移設するというにすることということも考えられるのではないのでしょうか。目標値を掲げていらっしゃるので、ぜひ保護樹林の保護のシステムをつくっていただきたいと思います。

【委員】

今の補償ですと、1本で1年に8,000円くらいでしょうか。しかし、落ち葉も非常に多いでしょうし、剪定にもお金がかかるでしょう。そういう意味で、個人の負担に頼っているところが大きいのではないのでしょうか。

今後は、今の本数を維持するということに向いていったほうがいいのではないのでしょうか。

【説明者】

保護樹木については、指定も含めて、区長の附属機関である「みどりの推進審議会」に諮っているところです。今のご意見も審議会に諮って、今後の方向性について考えていきたいと思っています。

【部会長】

指標2の屋上緑化と壁面緑化の助成件数ですが、達成率が低くなっています。これはどういう理由なのでしょう。

【説明者】

パンフレット等による広報や周知を行ってきましたが、結果として、実績はこのような数字となってしまいました。周知が足りなかった部分があると思っていますので、例えば、各地域センターでのイベントにブースを出すなど、この助成制度についての周知を図って、もう少し実績を上げたいと考えています。

もう一つには、助成金額が、希望されている方々の意識と少し隔たりがある可能性があります。そちらについては、工事に要する費用なども考えながら、いろいろと検討していきたいと考えています。

あと、以前、外部評価委員の皆様から、太陽光発電等いろいろな設備の設置が増えてきているから、なかなか実績が伸びないのではないかというご指摘をいただきました。そういったことも含めて、検討していきたいと思っています。

【部会長】

みどりの推進協議会で検討することになるということですか。

【説明者】

緑化については、今後、区が主体的に検討させていただきますが、全体の方向性については、みどりの推進審議会からご提案やご意見をいただきながら決めさせていただきます。

【委員】

検討の中で、手段を改善していかれるのではないかと思います。どういう点を改善したらいいとお考えでしょうか。

【説明者】

今まさにそのことを考えているところで、まだ具体的な内容をお話しするまでには至っていません。

【部会長】

検討中ということが結構ありますね。そういうことは、何かどこかに書いていただけると非常に期待が持てますし、私たちもそれを読みながら質疑ができますので、そうしていただけるといいと思いました。

【委員】

空中緑化や壁面緑化の相談や申請について、件数の推移はどうなっていますか。

【説明者】

実績だけですと右肩下がりで、少し落ち込んでいるというのが現状です。相談件数もそれに比例するかと思います。

例えば、屋上緑化の助成を受けたいという相談をいただいた場合、実際に現地に行って調査したところ、転落防止柵が整備されていない、あるいは日照や風などの条件がよくないということが現地で初めて分かることがあります。そういう場合には、屋上緑化をすることが難しい、助成を受けることが難しいということで、相談までで終わってしまうということになります。

【委員】

第二次実行計画を通じた分析ですが、事業全体について書かれているので、それを各事業別に分析していただけたら分かりやすかったと思います。第三次実行計画に向けた方向性についても同様です。

【部会長】

私もそう思っていたところです。

それで、所管課としては、今こんなことを検討している、ほかの事業との関係も勘案しながら取り組んでいくべきだと思っているといったことを評価シートに書いていただけると、非常に分かりやすくなると思いました。

【委員】

空中緑化ができない場合でも、太陽光発電などができるのであればそちらの方を勧めるなど、そういったほかの事業との連携ができればいいですね。

【部会長】

それでは、次の事業に入りたいと思います。計画事業72「みんなで考える身近な公園の整備」です。

では、最初に事務局のほうから、体系説明をお願いします。

【事務局】

第二次実行計画の162ページをお開きください。下から10段目が計画事業72「みんなで考える身近な公園の整備」についての記載です。

この事業は、個別目標「ぶらりと道草したくなるまち」に位置付けられた計画事業です。この個別目標は、歩くことが楽しくなるまちづくりを進めるとともに、誰もが安心して利用でき

る公園や広場を充実させ、地域に住む人だけでなく、新宿を訪れる人にとっても、歩きたくなり、ふと立ち寄りたくなる、魅力ある楽しいまちを目指していくというものです。

この個別目標には基本施策が三つあり、一つ目が「楽しく歩けるネットワークづくり」、二つ目が「魅力ある身近な公園づくりの推進」、三つ目が「まちの『広場の利用』の推進による新たな交流の場の創出」となっています。この二つ目の「魅力ある身近な公園づくりの推進」にこの事業が位置付けられています。

計画事業72「みんなで考える身近な公園の整備」は、地域の公園の改修に当たって、魅力ある身近な公園づくり基本方針を踏まえて、公園周辺の住民と協働して改修計画案を作成することで、区民ニーズを反映した魅力ある公園づくりを推進するための事業です。

事務局からの体系説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ただ今のご説明で、何か補足することがあればお願いします。なければ事業の説明をお願いします。

【説明者】

計画事業72「みんなで考える身近な公園の整備」について説明させていただきます。

まず、本事業は、平成26年度に新宿公園の再整備を行いました。新宿公園についてご説明させていただきますが、下水道工事の関係でこの公園を使っていたところ、平成25年度から、みんなで考える身近な公園の整備ということで地元の方々とワークショップを開いて、公園の現状について認識を深めました。それから、設計をして、その設計に基づいて平成26年度に再整備の工事を行いました。

事業の評価については、全て「適切」、「効果的・効率的」、「達成度が高い」、「計画どおり」としています。

実際にどのように整備したかというところですが、道路の部分に大きな木があって、鬱蒼とした暗い感じがありました。公園の利用も、場所柄、少し不穏な利用のされ方をしていたということがありましたので、地元の方々と話し合いを重ね、道路からも全てが見えるようなオープンスペースの公園にしました。

あわせて、複合遊具をつくりました。従前あった池をなくしましたが、真ん中に水景施設ということで、噴水を入れています。

利用ですが、平成27年4月1日から開園しまして、子どもたちがたくさん遊ぶようになり、かなり好評をいただいているところです。

事業の評価としましては、先ほど申し上げたとおり「計画どおり」ということで、第二次実行計画期間を通じて予定どおり事業を進捗することができました。さらに、住民の方々のご意見やアイデアをいかして、魅力ある公園づくりを行うことができました。

課題としては、これからもこういった協働による公園の整備を続けていくのですが、整備後も地域住民と協働して適切な管理運営を図っていくことが必要だと考えています。

今後の方向性ですが、今後も継続して、いろいろな公園で整備をしていきたいと考えているとともに、地域からご要望をいただければ、そういったところも優先していきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問がありましたらお願いします。

【委員】

整備後の新宿公園の写真をみると、みどりを増やそうとしている割には、みどりがなくなってしまっている感じがします。

日本の公園は、アスファルトを敷いたり石を敷いたりしてしまうのですが、海外の公園は芝生にしているところが多いように思います。

美しいと思うのですが、子どもが土を踏む、草を踏むという感覚が失われてしまうのではないのでしょうか。これからの公園づくりはこういった方向になってしまうのか、少し心配です。

【説明者】

新宿公園は防犯的にも悪い状況でしたので、土やみどりといった観点での公園ということにはなっていません。あくまでもオープンスペースということで、タイル舗装にしました。

今回はこのような整備となっていますが、例えば、花園西公園などには土やみどりがあったりしています。公園によって様々です。

【委員】

ここは地下水がたまっているのですか。

【説明者】

ブロックの舗装ですが、透水性の舗装になっていて、水が地面にしみ込むようになっています。その中に雨水貯留槽のようなものは特に設けていません。

【委員】

非常時のために水を貯めているという話を聞いたことがあるのですが。

【説明者】

今回、災害対策として、40 tの防火貯水槽を設置しています。

ほかにも、水景施設、つまり噴水ですが、噴水を運用するための水槽の水を、いざというときに災害用のトイレに使えるようにするといった工夫をしています。ただ、雨水を利用したようなものは設けていません。

今回、タイル舗装にしたのは、イベントなどを今後やっていきたいというお話があり、そういった場合、土だと雨が降ったときに利用が制限されるので、タイル舗装にしました。その代わり、遊具が置いてあるところについては、ダスト舗装という土系の舗装になっています。

【委員】

新宿公園の名前の由来は何なのでしょう。ほかの公園は地名がついていることが多いです

が。

【説明者】

この公園は、戦後復興の区画整理のときにできました。おそらく、その時期に名前がついたものと思いますが、由来までは分かりません。

【委員】

新宿区には公園がたくさんあると思うのですが、それを全て整備されていく場合、どのくらいかかるのでしょうか。

【説明者】

遊び場というものも含めると全部で185か所あります。この事業は、2年に1か所というペースですので、おそらく、全ての公園を対象にしようとする、かなりの期間がかかります。

この事業の対象の公園というのは、単に古いからというだけではなく、公園の周りの環境やその公園の役割というのが大きく変わってきている、あるいは、地域の方々の非常に強い思いがあるといったいくつかの条件に基づいて、対象公園を選定しています。

今後ですが、各公園を見直して、近日中に改修すべきかどうかの検討作業を進めています。

【委員】

2年に1か所ではかなり時間がかかりますね。

【説明者】

ちなみに、社会状況の変化に対応するために、平成29年度に方針の見直しを図っていくということで考えています。

周辺状況というのは、10年後や20年後では変わってきますので、その都度、その場所に合った公園づくりをしていきたいと思います。ですので、明確な目標というのは、今回設定していません。

【委員】

災害時に簡易トイレの設置などはできるのでしょうか。

【説明者】

そのようにしています。一つが、水景施設の水を使って、いざというとき、水洗トイレのように使えるトイレを園地の中に3か所設置できるようにしています。

ほかにも、貯留式のトイレを3か所設置できるようにしています。

【委員】

少ないですね。もっと設置できるようにしてもいいと思いますが。

【説明者】

区の中でも、ほかの公園よりは多く災害用トイレを用意したのですが。

【委員】

新宿の人口、来街者を考えれば少ないと思います。

【説明者】

今、区全体では、公園の中にそういったトイレを150か所は整備しています。例えば新宿中

央公園クラスになると、何十箇所という規模で整備するようにしています。

【部会長】

第二次実行計画期間を通じた分析についてですが、予定どおり事業が進捗したというのは、「二つの公園が」ということですね。公園にはそれぞれ地域特性があると思います。周辺住民の方のニーズも違っていると思いますが、そのことがよく分かるように書いていただけるといいですね。新宿公園が防犯上いろいろ問題のある公園で、そのため、既存の木をなくして、明るく視認性の高い公園にしたということも、書き分けて表していただくと一層分かりやすかったと思います。

【説明者】

新宿公園の再整備をする前、東京都下水道局の下水道工事を行った関係で、一度、全ての木がなくなりました。そのうち、大きな木については、下水道局が、下水道局が所有している畑に持って行って育てていたのですが、相当時間が経過していたので、結局枯れてしまいました。可能な範囲で、利用できる木を別の場所に植えています。

【委員】

この事業は「継続」となっているのですが、二つの公園で整備は終わりなのでしょうか。

【説明者】

平成27年度は、葛ヶ谷公園で公園づくりを進めていく予定です。平成27年度にワークショップを開いて設計を行い、平成28年度に整備をするということで続けていく予定です。

【委員】

だから、「継続」となっているのですね。

【説明者】

はい。

【委員】

ちなみに、葛ヶ谷公園が整備されるという理由は何でしょうか。

【説明者】

葛ヶ谷公園は1,000㎡ほどの公園で、遊具や水施設などもあり、子ども向けの公園の整備がされています。

ただ、現在は樹木等もかなり大きくなってしまって、少し見通しも悪い状況になっています。ほかにも、敷地も高低差があって、バリアフリーの面でも問題があります。私どもが見ている範囲では、この公園はいろいろなポテンシャルはあるのですが、地域の方に利用されにくいようになっているのではないかとということがあり、今回、対象にしました。

【委員】

期待しています。

【説明者】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

では、ちょうどお時間になりましたので、これで終了させていただきたいと思います。

長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。

本日はこれで閉会とします。

＜閉会＞